

(答弁書第二二二号) 昭和二十二年十一月二十五日配付

内閣參甲第一三一號

昭和二十二年十一月二十一日

内閣總理大臣 片山哲

參議院議長 松平恒雄殿

參議院議員小川友三君提出乙種料理店等に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

参議院議員小川友三君提出乙種料理店等に関する質問に対する答弁書

一、御質問の乙種料理店で現在営業をしているものがあるとすれば、それは飲食営業緊急措置令の規定によつて許可を受け喫茶店として営業をしているものであります。料理店としての営業を許されている店は現在無い筈であります。

二、財政收入上酒税の徴収を確保し併せて勤労大衆の勤労を慰藉するために合法的小規模に酒のみを提供する酒場の設備を認めることは寧ろ適当なものがあると思料するのであります。然し飯に認めるにしても、これにより切角努力している流通秩序と國民総耐乏の体勢確立に障害を來さないようにするためその営業を默認することとしないで、一定の基準に基づいて厳正なる許可の方針の下に開設すべきであると考えております。但し世界の窮屈な食糧需給事情につながつて、大量の食糧輸入を仰がねばならぬ日本の當面している情勢からしますならば、問題は更に複雑微妙な國際的影響を考えねばならないことになるのでありますから國內的見地からだけでは問題の解決は難しいものでありますと了解して

欲しきのやあらへ。